

## 教育委員会定例会議事日程

令和4年1月24日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について  
令和4年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）  
国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について（報告）  
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 3 審議案件  
教委第41号議案 令和4年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について  
教委第42号議案 令和3年度一般会計予算案（2月補正）に関する意見の申出について  
教委第43号議案 令和3年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について  
教委第44号議案 横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について  
教委第45号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について  
教委第46号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について
- 4 報告案件  
教委報第4号 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命に関する臨時代理報告について
- 5 その他

令和4年1月24日

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 12/21 本会議（第4回）議案議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

#### (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和4年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）
- 国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について（報告）
- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

### 3 その他

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年12月17日）以降の教職員の感染者は77人、児童生徒の感染者は885人、感染者が発生した学校は合計291校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は484人、児童生徒の感染者は4,215人、感染者が発生した学校は500校となっています。（令和4年1月20日現在）

学校からの報告を基にした学校関係者の感染状況については、年明けから急激に増加しています。

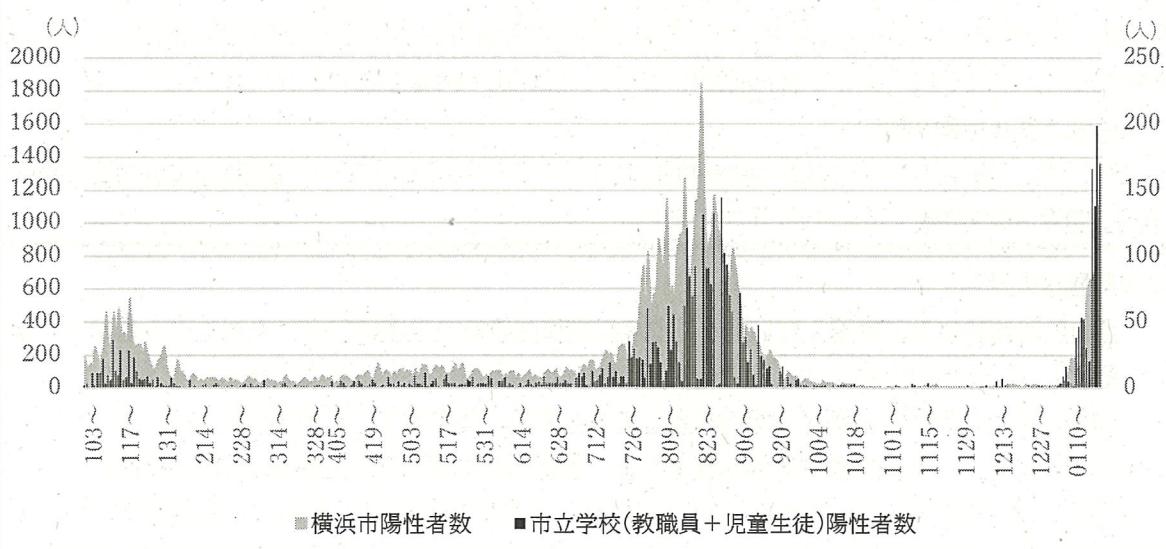
また、令和4年1月20日現在、小中学校で臨時休業は4校、学年閉鎖は1校、学級閉鎖は66学級となっています。

学校関係者の感染者数（12月13日～1月20日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
12月13日～12月19日	1	10	11
12月20日～12月26日	0	4	4
12月27日～1月2日	1	6	7
1月3日～1月9日	5	35	40
1月10日～1月16日	27	213	240
1月17日～1月20日	44	627	671

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数  
(令和3年1月1日以降)



## 2 臨時休業となった学校について

### (1) 臨時休業に至った経緯について

- ア A 小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明したため休業としました。また、地域スポーツクラブに参加している児童が含まれていました。
- イ B 小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明し、区福祉保健センターから全校児童の健康観察期間を指示されたため、休業としました。
- ウ C 小学校では、複数の陽性が判明した学級を閉鎖し集団検査を実施しました。結果を待つ間にも複数の学年、学級で児童の陽性が判明したため、区福祉保健センターの助言を受け休業としました。
- エ D 小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明しました。同じフロアの学級児童、また、放課後児童クラブ等に参加している児童の陽性も確認されており、感染状況の把握と拡大防止のために休業としました。

### (2) 学習保障について

休校となった学校では、一人一台端末を持ち帰り、健康観察やオンライン学習で活用しています。学校からは基本的に、ロイロノート・スクールや Google Workspace for Education を活用した課題の提示や送付を行っています。

具体的には、教育委員会で作成した「学習動画パッケージ」や「はまっこ学習デジタルドリル」の組み合わせや、学習支援ソフト「デキタス」を活用した学習、「NHK for School」を視聴して課題に取り組む学習、教科書の音読をロイロノート・スクールで提出するといった学習など、子どもの発達段階や教科の特徴にあわせた取組となっています。

また、学校のオンライン学習に対する取組が基本となっていることや、学校によっては朝学活を Google Meet で行うこと、1 日を 4 校時に分けてオンライン授業を行うなど、子どもの生活リズムを壊さないような取組がされています。

## 3 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

1 月 21 日から 2 月 13 日までを適用期間として、神奈川県が「まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）」の対象となりました。神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知しています。

### (1) 感染拡大防止措置の徹底

学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の 感染拡大防止措置を図りながら、教育活動を継続するよう通知しています。

#### ○健康観察の徹底

- ・日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診（同居する者に発熱等の風邪症状がある場合も同様）
- ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診
- ・必要に応じて、有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用の検討（ただし、いずれもウイルス量が少ない段階では、陰性になる場合もあることを念頭において対応をお願いします。）
- ・家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避

#### ○手洗い、マスクの正しい着用、3密の回避、特に冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対策の徹底

## (2) 陽性者が判明した場合の対応

教育委員会による感染症対策として、次の①～③のいずれかの条件に該当した場合、該当した日から一週間程度、学級閉鎖等休業の措置としています。また、学校での活動の状況等を踏まえ、学校内で当該学級以外に感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、必要に応じて、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施します。

①複数人の感染が判明した場合

②1人の感染が判明するとともに、複数人に発熱等風邪症状がある場合

③その他教育委員会が必要と判断した場合

## (3) 感染リスクの高い活動の一時的停止

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせます。

### 《実施を見合わせる活動の例》

- ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、重点措置期間においては、可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、軽度の運動の際は、可能な限りマスクを着用することとしています。

## (4) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事について

県教育委員会からの通知により、重点措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に、延期又は中止とします。

## (5) 部活動（中学校）

神奈川県教育委員会からの要請を受け、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。感染拡大防止の措置を講じて、次のとおり実施可能としています。

○活動日数：週4日以内（土日祝日含む。土日の活動はいずれか1日）

○活動時間：平日は2時間以内（その後は完全下校）

　　土日祝日は3時間以内

○まん延防止等重点措置期間は、次の活動は見合わせます

- ・朝練習
- ・他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習
- ・身体的接触をともなう活動や近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等、感染リスクの高い活動

※なお、県大会については、まん延防止等重点措置期間中は延期または中止になったとのことです。

#### (6) その他

高等学校は、始業時刻を 30 分程度遅らせる等の時差通学及びそれに伴う短縮授業を実施しています。

特別支援学校は、時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえて対応しています。

## 令和4年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

### 1 式典概要

#### （1）開催日・場所・時間

令和4年1月10日（月・祝）

第1回 10:00～10:24(24分) 第2回 12:10～12:33(23分)

第3回 14:20～14:45(25分) 第4回 16:30～16:56(26分)

※昨年度に引き続き、市ホームページにて式典映像をオンラインで配信。

#### （2）対象者・参加者・参加率

対象者：36,373人 参加者：21,913人 参加率：60.2%

※平成13(2001)/4/2～平成14(2002)/4/1の出生者で、市内に住民登録をされている方

	対象区	対象者数	参加者数	参加率
第1回	旭、神奈川、都筑、保土ヶ谷区	9,244人	5,887人	63.7%
第2回	青葉、港北、西、緑区	9,302人	5,622人	60.4%
第3回	泉、金沢、港南、栄、瀬谷、中区	9,206人	5,585人	60.7%
第4回	磯子、鶴見、戸塚、南区	8,621人	4,819人	55.9%
	合計	36,373人	21,913人	60.2%

#### 【参考】

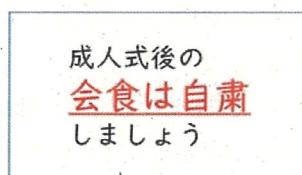
昨年度実績：対象者：36,853人 参加者：15,307人 参加率：41.5%

一昨年度実績：対象者：37,325人 参加者：24,875人 参加率：66.7%

#### （3）次第

国歌清聴／市長あいさつ・市会議長あいさつ／来賓紹介／新成人の誓い／市歌清聴

※開場時より、大型ビジョン等にて、感染防止対策と会食の自粛を呼びかけました。



【裏面あり】

## 2 成人式における感染防止対策

### (1) 会場・式典開催時間の分散化

コロナ前までは1会場で2回開催でしたが、今年度は4回に分散して開催しました。

### (2) 式典のライブ配信

感染リスクを考えて参加を見送る新成人のために、市ホームページ上で式典をライブ配信。

(当日ライブ配信は4回合計で18,607アクセス、アーカイブ動画は1月31日(月)まで公開)

### (3) 国の感染予防ガイドライン等に基づく対策の実施

#### ア 入場券、市ホームページによる周知

- ・来場者のマスク着用の周知
- ・発熱時には参加しないことなどの周知

#### イ 会場における対策

- ・サーモグラフィー等による来場者の検温
- ・会場内へのアルコール消毒液の設置
- ・1席ずつ間隔を空けた着席
- ・式典各回の座席や共用部の消毒 など

### (4) 抗原検査キットの送付（申込制）

未接種者を対象に「抗原検査キット」を無料（申込制）でお送りしました。（配付件数は12/22～1/3で約2,500件）。また、申込勧奨のための動画を作成し、市の公式HPやLINE等で広報を行いました。（動画視聴回数は、12/23～1/3で約1,500回）

### (5) 式典前後の会食の自粛の要請

全国的に感染者数が増加した1月6日から、本市HP、Twitter、LINEで式典前後の会食の自粛を呼びかけ、式典当日も会場内外の映像放映やアナウンスを通じた、新成人への呼びかけを行いました。さらに、市長の挨拶においても新成人に対して、式典内で直接会食自粛を呼びかけるなど、より強い働きかけを行いました。

## 3 式典の様子

当日は、感染防止対策を徹底し、開催することができました。会場内での式典妨害行為等のトラブルはありませんでした。

なお、横浜アリーナの会場外では、一部の新成人（約200人）が路上で騒いだり、飲酒行為を行っていましたが、警備員および警察の協力により、指導を行いました。



会場入り口での消毒



会場内の様子



新成人の誓い

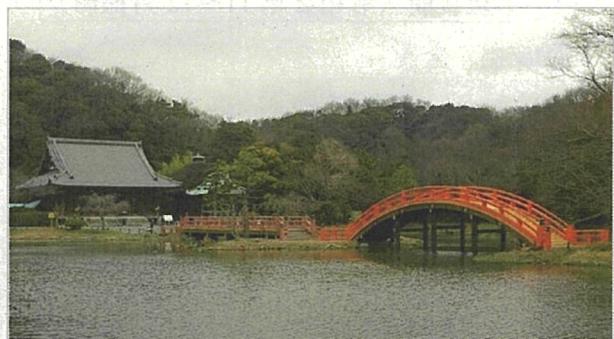
## 国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について(報告)

金沢区の「称名寺境内」は、大正11年に国史跡に指定され、その後、昭和47年に周辺地区が追加で指定されました。

横浜市が昭和53年度から昭和62年度にかけて実施した、庭園苑池保存整備の一環として、昭和60年度に平橋、61年度に反橋の復元架橋が実施されました。

その後、経年劣化による橋の腐朽に伴い、平成19年度に平橋、20年度に反橋の復元整備、平成30年度に塗装改修工事を行いました。

日常管理の方法や天然素材由来の顔料を使用した塗装等の影響で、一部塗装が剥がれ、退色している状態だったため、令和3年度に腐食調査及び再塗装を行いました。



### (1) 朱橋の現状調査の概要

史跡内構造物の調査であるため、破壊を伴わない非破壊での調査とし、目視調査、打音調査(打診棒使用)による腐食調査及び塗装の退色調査を実施。

#### 《調査結果》(調査報告書より抜粋)

- ・重要部位の構造的強度低下について、懸念される部位でのおおきな劣化は確認されない。
- ・特に橋脚、床板での劣化は来訪者の安全にかかわるところであるが、今次の簡易調査では劣化は確認されない。
- ・前回の再塗装工事は平成30年度であり、施工後3年ほどで現状の劣化に至っていることになる。次回の塗装工事においては、耐久性の向上も検討したうえで材料の選定をすることが重要。また、耐久性のみでなく伝統的な色調を再現し、復元当初の発色となるよう顔料の調合を工夫する。
- ・自然の木材を材料としている橋梁であるため、一定期間ごとの架け替えの必要は免れない。その期間の延長をいかに図るかが検討の留意点となる。

## (2) 朱橋の再塗装の概要

腐食調査報告書をもとに、文化庁と協議を行い、耐久性や伝統的な色調を考慮し、塗料を変更しました。

前回：下塗塗料に、水銀朱（赤・黄）、紅柄、光明丹を混合

今回：オスモカントリーカラー（鳥居色）1種 \*植物油ベースの自然塗料

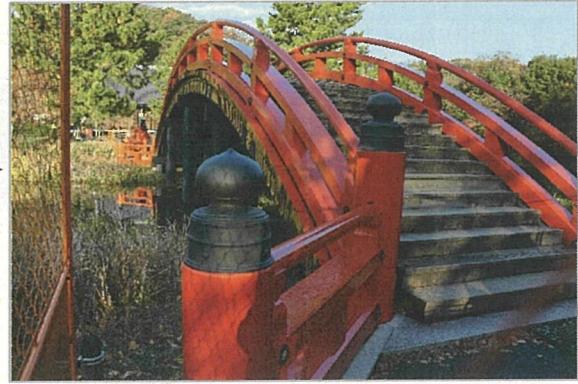
- ・調色可能。調色することにより従来の色彩の再現が可能。
- ・表面に塗膜をはるのではなく、内部に深く浸透するもの。
- ・他都市の史跡（山梨県 北口本宮富士浅間神社 大鳥居部分）で実績有 ※2年後の退色なし

塗装前（令和2年11～12月撮影）

①反橋 全景



塗装後（令和3年12月17日撮影）



②平橋 全景



③反橋 特に退色・摩耗が激しい部分



いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる  
重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

1件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する1件の調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	3	5
	中学校	0	6
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	4→3	8→9
	中学校	2	2
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		9→8	21→22

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

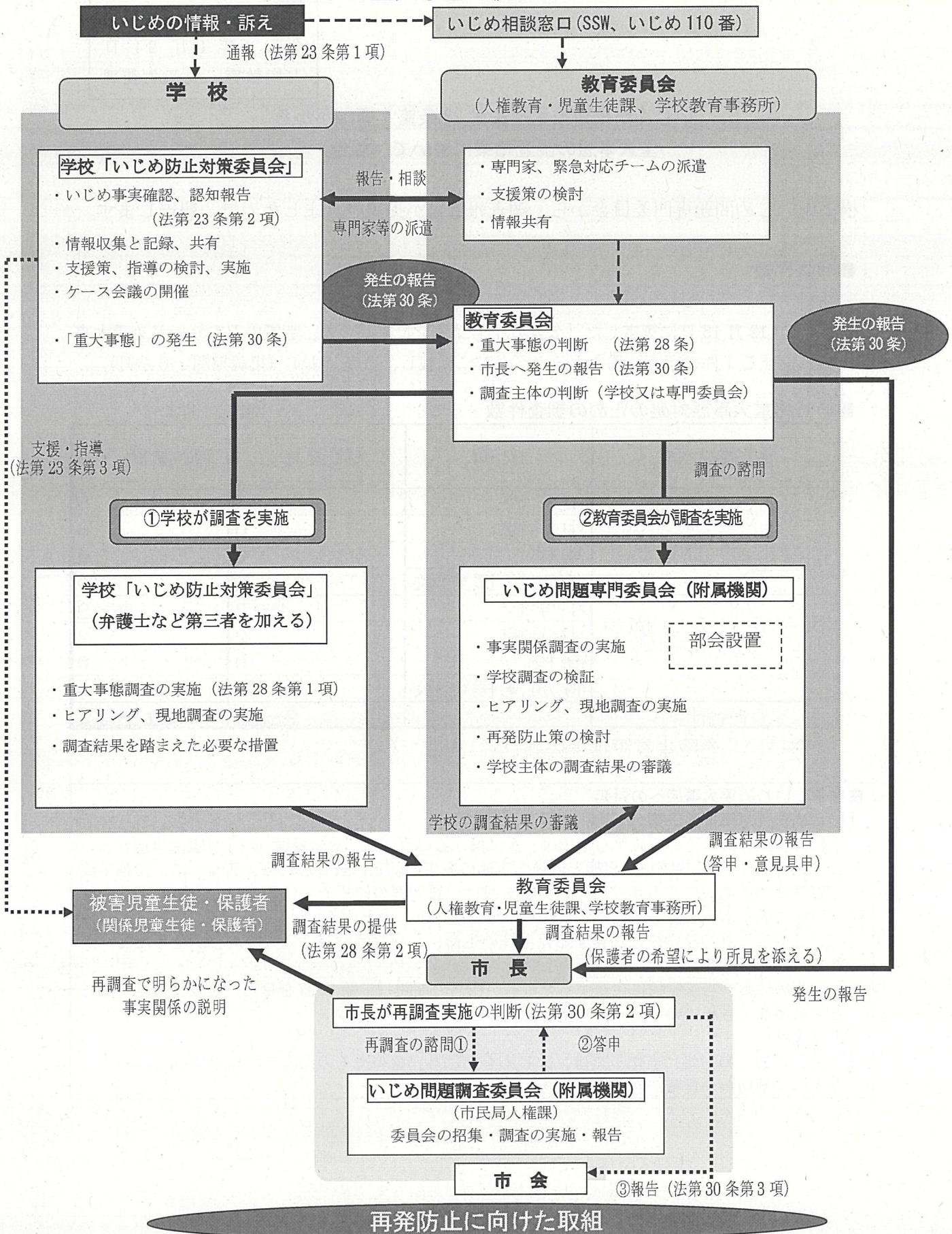
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

## ●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」  
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載  
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、  
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について  
(t 小学校) 【公表版】